

重要!

社会保険 就業規則 知っていますか?



社会保険は、人生の様々なリスクに備えて、人々があらかじめお金(保険料)を出し合い、実際にリスクに遭遇した人に、必要なお金やサービスを支給する仕組みです。

就業規則とは、労働者の賃金や労働時間などの労働条件に関すること、職場内の規律などについて定めた職場における規則集です。

労使双方がそれを守ることで労働者が安心して働くことができ、労使間の無用のトラブルを防ぐことができます。聞き慣れない言葉、難しいと思ったら、厚生労働省や日本年金機構の資料やホームページを活用しましょう。

本号では社会保険についてです

社会保険には「医療保険」「年金保険」「労働保険」「介護保険(40才から加入)」があります。

医療保険 病気やけかに備える

地域保健と職域保険

- ・地域保険(国民健康保険)
保険料は世帯状況や収入などから計算。
- ・職域保険(健康保険・船員・共済組合)
保険料は報酬、賞与で計算します。

年金保険 としをとったとき
障害を負ったときなど
国民年金と厚生年金

- ・国民年金
保険料は一律です。
- ・厚生年金
保険料は報酬月額と賞与で計算します。

労働保険 労災保険

雇用保険

- ・保険料は全額事業主負担。
業務、通勤時の病気やけが、障害が残る、死亡するなどの場合に保険給付などされます。
- ・保険料は賃金総額で計算します。
労働者が失業した場合に必要な給付が行われ、生活、雇用の安定、再就職の援助を行う制度です。

高校生活では、社会保険について意識することが少なかったと思いますが、社会人になると、就労の有無や個人の状況により、定められた条件により加入することになります。

加入する保険の種類や、保険料の額に違いがありますので、自身の加入する保険を知っておきましょう。

例えば、医療保険に加入の場合、病院受診時の支払い金額は、請求額の3割が自己負担ですが、未加入の場合は、全額自己負担となり、病院窓口の支払い額に大きな違いが出ます。

このような高額な支払いや、負担を軽減するためにも社会保険はあります。

次号は、就業規則についてお知らせします。